

運輸交通業における労働災害の増加に伴い 労働災害防止対策の強化をお願いしました。

岩国労働基準監督署

岩国労働基準監督署管内における、今年の8月末現在の休業4日以上¹の死傷者数は、全産業で昨年同期と比較して12件増加（増減率+15.2%）し、91件となりました。中でも、運輸交通業の増加が顕著で昨年同期と比べて400%の増加となっており、荷役作業中に発生した災害が全体の約半数を占めました。

このため、当署では、陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩国支部に対して運輸交通業の労働災害防止対策を強化するため、同支部会報の「岩国支部だより」に陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに定める各種取組事項を掲載していただき、以下のとおり会員事業場へ周知を行いました。

【運輸交通業における労働災害防止対策の推進について周知文（概要）】

当署管内で発生した平成30年の労働災害（休業4日以上）は、前年に比べ15.2%増加と大幅に増加。中でも、運輸交通業での増加が顕著。上記を踏まえ、下記の事項について、会員事業場に対する強化を要請。

なお、当署からお願いした各種取組事項は、以下の5項目です。

1. 荷役作業における労働災害防止措置
2. 墜落・転落災害による労働災害の防止対策
3. フォークリフトによる労働災害の防止対策
4. 転倒による労働災害の防止対策
5. 熱中症による労働災害の防止対策

当署では、引き続き各事業場に対する監督・個別指導や各種説明会を通じた労働災害防止のための啓発活動、安全パトロールを実施する等、労働災害の防止に向けた取組を強化してまいります。

岩国支部だより

山口県トラック協会 岩国支部 発行
平成30年(2018年) (10月22日発行)

労働災害を防止しましょう！

(岩国労働基準監督署から)

運輸交通業の労働災害(休業4日以上)

⇒ 昨年同期と比べて 激増 (4倍に増加)!

そのうち「荷役作業中」の災害が 全体の約半数

⇒ 岩国労働基準監督署長から
労働災害防止対策の推進について 要請 (別紙)

(要請内容の概略)

- 1 荷役作業における労働災害の防止
作業内容に応じた服装・保護帽・安全靴等の着用
安全に作業が行える十分な作業スペースの確保
- 2 墜落・転落の防止
施設・設備等に安全帯取付設備(親綱・フック等)の設置
- 3 フォークリフトによる労働災害の防止
使用ルール(制限速度・安全通路等)を定め、掲示(周知)
- 4 転倒による労働災害の防止
作業場所・周辺の床・地面の凸凹の確認
作業場所・周辺の整理整頓
- 5 熱中症による労働災害の防止
来年定められる取組み事項を積極的に推進

